

經濟參謀本部論

國政研究會

昭和九年

東京帝國大學  
圖書館



昭和九年六月二十三日

經濟參謀本部論

(何井顧問案)

國家經濟研究所

6674

注意事項

- 資料は大切に扱ひましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話(0272) 3008番

序に代へて

一、本文は日本の産業を統制経済の組織に入れやうと試みたものである。  
二、イデオロギーなき統制経済は無意義である。従つて最初に之を述べた。

三、経済上の価値の流通や、所得の分配が此の機構の下に如何に統制せられるか、之をも絶えず念頭に置いて組織と其の運用を考へた。

四、只最後の組織機構の権限や議事方法は粗に過ぎた観があるが、余りに複雑なるので、他日更に補充することとした。

經濟參謀本部論

(計畫經濟組織)

目次

第一編

總說

第一章

指導原理

第二章

統制經濟の大綱

第二編

第一章

産業統制組織

第二章

産業別團體の組織

第三章

國民經濟審議會

附

産業評議會及國策委員會

# 經濟參謀本部論

(未定稿)

(計畫經濟組織)

## 第一編

### 第一章 總說 — 指導原理

#### 一、生産能力の過剩

世界に於ける新なる市場は開拓し盡されんとしてゐる。従来に於ける如く植民地、未開國の獲得開發によつて新市場を得ることは今や甚だしく困難となつた。一方に於て後進國に於ける工業は益々發達して、他國

2に依頼すること少なくなつた。十八、九世紀に於ける文明諸國の經濟的飛躍は全く廣汎なる新市場が次から次へと開拓せられた結果であつた。此等の市場は産業革命、次いで起つた生産技術の改良による生産せられた豊富なる物資を充分に消化し得たのであつた。それは積極的擴大の時代であつた。而して飽くを知らざる活躍的、冒險的資本主義精神は最も此の時代に適合した動力であつた。かくして資本主義の全盛時代は生じた。然るに今やかゝる新市場は殆んど開拓し盡くされて来たのである。他國の生産物に依頼しなければならぬ植民地、未開地、後進國は今や漸く其の數と其の度を減じたのである。仮令あつたにしても、それ

は一大強國を中心とするブロック經濟の一部として、他國が多く之に指を觸るゝを防止せんとしてゐる。

然らば之に應じて世界の物資の生産高は減じたか。少なくとも其の増加率は減少したか。資本制による大量生産の設備と其の技術は増大、向上こそすれ、毫も減少した事實はない。スナイダー(Snyder)氏の研究によれば従来生産は平均一ケ年三分、米國にては四分の割合にて増加して来たと言ふことである。一度び投せられた設備は固定經費の鉄則の下に全能力を擧げて利用せられなければならぬ。茲に於てか新たなる消化市場を有しない世界經濟は當然景氣の沈滞と恐慌に見舞はれざるを得ない。恐慌前米國

4 に於ける産業にして其の生産力が需要の二倍以上のもの  
の数種に止まらない。否一會社の生産能力が全需要に  
應じ得る産業が二つあると言ふことである。

## 二、計畫經濟の目標

今日各國に於ける生産能力が過剰であり、其の結果  
として過剰生産が生じ恐慌の生ずる虞に就いては疑は  
ないのである。此故に計畫經濟又は統制經濟は——需要  
に應じて生産を統制し、以つて需要と供給の平衡を維  
持し、經濟界に安定を招致する——を以つて其の第一  
次的目標となすのである。而して其他の目的は之に隨  
伴する第二次的目標である。

此故に計畫經濟又は統制經濟は生産能力又は生産高

の増大を目的とするものではない。否時には生産能率  
の増大をすら無視せざるを得ない場合を生ずる。例へ  
ば生産高の制限又は就業者数を増加する爲に労働時間  
を制限するが如き之である。然れども統制經濟は需給  
の權衡を維持することの前提の下には常に原價の低下  
を目標とするものである。故に計畫經濟は合理化と矛  
盾するものではない。否計畫經濟は技術的には合理化原  
則の應用と其の發展に外ならないのであつて、又計畫  
經濟に於ける合理化の目標は合理化運動の如く獨り原  
價の低下のみを目標とせず、需給の權衡を第一目標と  
して其の下に技術的合理化を行ふものである。従つて  
5 計畫經濟は廣き意味の國民經濟的合理化に外ならない

6  
るのである。此故に無駄廃除は計畫經濟の技術に於ても  
重要な指導原理となるものである。

### 三、統制經濟と社會正義

現在の生産設備は世界市場が消化し得る以上の能力  
を備へてゐる。若し造らんと思へば貨物は充分に供  
給し得るのである。吾人若し今日失業と餓に泣く数百  
万の失業者と貧民の存在することに想到せば此の事は  
非常の矛盾と言はなければならぬ。社會には生産し  
得る設備と物資が存在しながら、敢へて之を作らず、  
然かも他方に物資の不足に苦しむ多数の同胞の存在す  
ることとは、何としても聰明なる人々の永く無関心にあ  
り得ない矛盾である。誰か之を以つて革命を醸成する

土壤（壤）に非ずと言ひ得るであらうか。社會的危險は茲に存

在する。革命は豊富の内に餓死者を製造する社會制度を  
倒すが故にのみ危険なのではない。それは吾人が今日有す  
る貴重なる事物をも共に破壊しないでは措かない。而も從來  
の自由主義的資本主義は此の危険を除去し得ない。蓋し  
此の制度の下で財貨の生産、消費を支配するは代價であり  
此の代價によつて自然的統制が行はれるのであるが、而も  
代價（貨）によつては此の危険は毫も除かれないのである。

以上の危険は生産過剰から来るのであるが、而もそ  
れは一般的生産過剰から来るのではない。吾人人類凡  
てが凡ての慾望を充分に満足した後でなければ、生  
産の一般的過剰はあり得ないのである。それは部分



8 的な一部に偏した生産過剰である。相互に交換せんとする財貨の生産が権衡を得ておかないからである。若し甲乙が互に異なる貨物を相手方の必要なだけ生産すれば、生産過剰はないのであるが、一方のみ大量に作つて、相手方は生産せざるか、其の量少なければ、後者には購買力の不足を生ずるが故に茲に前者に生産過剰が生ずる。かくて代價は低下する。其の結果は前者の購買力の減退となるからして、更に他の産業に波及せざるを得ないのである。故に危険は各種産業の絶対的又一般的生産過剰ではなく、部分的、比較的の生産過剰である。各種生産の不調和から生ずるのである。茲に現在生産組織の缺陷がある。而して此の欠陥は中

央部から各種産業を統制することによつて之を一つの組織体とすことによつて除去し得る。則ち各種産業の供給を其の市場の需要に一致せしめることである。則ち各種重要産業を計画的に中央部から統一的に統制するの必要がある。此故に計畫経済は一産業の統制のみで満足するものでない。凡ての産業を相互的に技術的に、又需給の上に調整せしめて全体を一組織として構成せんとするのである。

此故に計畫経済は全般的のものであり、一産業又は一部の人の為に行はれるものではない。常に全体の為

に全体を統制するを必要とするのである。則ち全國を一つの單位として組織するものである。

既に中央部から統一的に統制する。此の爲に一産業は當然保護せられる結果となる。他から競争を挑まれる恐れはない。でなければ計畫は行はれない。今時に之は全国的に独占的統制が許されなければならない。けれども此の際の独占権に其の産業の利益の爲にのみ行使することは許されない、社會正義の立場から拘束せられるものである。此の点に於て計畫經濟に於ける各産業の独占的地位は資本主義下の独占とは異なるものである。

#### 四、投資及び貯蓄の統制

統制經濟は産業の生産能力の制限的統制を必要とする。茲に於ては投資及び貯蓄の統制又は管理が必然

的に必要となつてくる。蓋し投資の統制なくんば好景氣に際しては幾多の新事業簇出し、多数のアウトサイダーを生じて統制を紊し、資本の浪費を生ずるからである。既に投資の統制を必要とするならば貯蓄の統制も亦当然必要となる、茲に於ては金融による統制の必要を生ずる。此故に統制經濟は機構統制、代價統制と共に金融統制が重要な役割を有するものである。

## 第二章 統制經濟の大綱

### 第一 基本的條件

一、統制經濟の指導原理は生産と需要の權衡を維持し、經濟界の安定を期することによつて社會公正を基礎とする一般の經濟的幸福を向上せしむるにある。

此の点の説明は第一章に説明したる所である。

二、私有財産制度を維持す。

茲に所謂統制經濟は完全なる計畫經濟ではない。(拙著統制經濟原理第四及九章参照)。従つて原則として私有財産制度を維持するものである。蓋し私有財産制度の廢止による計畫經濟の如きは革命又は革命的方法

によるに非らざれば行はれないは勿論、此の方法による時は資本主義の弊と共に又之によつて世に出てた貴重なる文化的産物(物的及精神的)も失はれる。更に私有財産を基礎とせざる計畫經濟は管理技術の上から不可能であるからである。

三、社會的分業の自由と賣買關係を維持す。

本統制經濟案に於ては私有財産制度を許し、社會的分業の自由を許すからして、當然賣買の自由が原則として許されなければならぬ。従つて又代價が成立するわけである。けれども從來に於ける如き自由市場従つて又自由代價は少なくなるとも重要産業に就いては撤廢せられるか又は著るしく制限せられるものである。自

14 由主義經濟の下に成立する代價は需給を調節すること  
によつて、よく其の社會的使命を遂行し得た。然るに  
今日の如く拘束的存資本主義經濟では自由代價は其の  
重要産業に於ては存在しない。拘束的代價が之に代つ  
てゐる。蓋し大規模産業の必然的結果である。而も此  
の拘束代價は自由代價に於けるが如く社會經濟の自働  
的調節と言ふ機能を失つて仕舞つてゐる。さりして今  
日此の拘束代價を自由代價の昔に復歸さすことは絶対  
的に不可能である。之れ則ち統制經濟の要望の起る所  
以である。則ち統制經濟の下では重要産業と上下關係  
に立つ他の重要産業との間の取引は團體取引となつて  
代價も團體間に決定せられるであらう。而して必要

なる場合、特に之が其他の産業又は一般社會に影響を及  
ぼす場合には國家は此の代價決定に自ら參與し、又は  
干涉する場合も生じ得ると見なければならぬ。蓋し  
國家は統制によつて全産業を統一ある組織に編み込み、  
全經濟を統一ある一組織とせんとするものであるから  
一産業の生産物の代價が此の統一的組織の結果を弛緩  
ならしめ、一部を全体より切り離さしめる憂ある時は  
當然之に干涉する必要が生ずるからである。

15 統制經濟は完全なる計畫經濟ではない。凡ての産業  
凡ての經濟生活の中心より末梢神經の尖端に出る迄を  
中央部より計畫的に管理し得ることを信ずるものでは  
ない。況んや各種財貨勤勞の經濟的價值を少数の一方

的意恩によつて決定し得ることを妄想するものでない。従つて尙此等の決定は多数の人々の参加による代價の決定に待ち、代價を以つて社會の經濟的評價の指針とせんとするものである。則ち私有財産制度、賣買關係、代價の成立を認むる所以である。

今時に又統制經濟は合理的經濟管理を要求するものである。而して經濟計算なくして合理的經濟の存きことを信ずるものである。此の爲には凡てのものを貨幣價值に計算せんとするものである。則ち代價制度の維持を必要とする重大なる一理由である。

四、利潤經濟に代へるに原價經濟を以つてせんとす。本統制經濟案は代價の成立を認める以上は當然利潤

の成立を認めるものと一應解せられるのである。洵に資本主義經濟の心髓は利潤の追及にある。今日の經濟社會の偉大なる發達は全く利潤獲得の熱望が經濟人を鼓舞利戟した結果であつて、利潤が經濟社會に及ぼした此の効績は何人も之を否認することは出来ない。特に經濟發達の尙幼稚なる國及び時代に於て其の効果は特に大なるものがある。けれども過ぎたるは尙及ばざるが如しで、今日の恐慌の原因たる生産力の過大も亦此の努力の表現に外ならない。果して然らば利潤の社會的使命も亦今日に於ては以前に於けるが如く重要視すべきものでないことは勿論である。然れども人は何人も報いなくしては熱心に之に當るものはないであら

う。人を利戟し、生産能率を大存らしめることは尚金銭的利戟を以つて少なくともかゝる社會には尚最有力なる力としなければならぬ。

生産能力の過剰は生産能率の大を要求すること、は別問題である。曩に述べた如く吾人が批難する生産能力の過大は一方に偏し、調和のとれぬ一産業の生産能力の過大であつて全般の産業が互に調和を維持しつゝ生産力を大存らしめるは世人の理想とする所である。

若し今日の生産能率を倍加し、凡ての人が現在の半分の労働時間にて現在と今じき財貨を生産することが出来、而して凡ての人が之に対して購買力を備ふるならば、此の爲には凡て産業の調和を必要とする、そ

れは正に經濟發達の理想に一步一步近づくものであるからである。只一部の産業に偏したる利潤の發生がかかる偏頗なる産業の發達を招致するのである。此故に吾人は一部の産業に過大なる利潤の發生するを制限するの必要がある。

本統制經濟案に於て利潤經濟に代へるに原價經濟を以つてするとは必ずしも利潤を絶對的に認めないのではない。吾人は此際所謂利潤を

一、原價を構成する利潤

二、原價を構成せざる利潤

の二つに分つものである(ケーンズ)。前者は之を企業家が支拂ふ俸給、賃銀等直接又は間接に結局當該産

業の負擔となる費用、資本利子、地代等と共に、之を企業家の普通収入として当然期待する企業家所得を言ふ。従つて企業家にして若し当該産業よりしてかかる所得を得ざらんか、其の經營を縮少又は放棄するものである。則ち現在の資本制生産方法に於ける一つの原價と見らるべき利潤である。而して此の企業家の普通所得以上の所得は則ち第二の原價を構成せざる利潤であつて、企業家にしてかかる利潤を生ずる時は、やがて當該經營を擴張し、又は新規に同種企業を起さしめる動因となるものである。此故に企業家所得が第一の原價を構成する利潤の高に止まる時は企業家の生産は擴張もせられず又縮少もせられない。則ち需給権衡を得て、

安定を得てゐるのである。然り而して統制經濟は私有財産制度を基礎とし、而も需給の権衡と財界の安定を目標とするからして、第一の利潤は之を企業家の普通所得として認めなければならぬ。則ち吾人はケーンズと共に之を一つの原價として取扱ふものである。然るに第二の利潤則ち第一を超過する利潤と其の産業に對しては國家は適當なる統制を行はなければならぬのである。

21  
斯くの如く統制經濟は社會の必要とする産業に對して之を維持するに必要な費用を得せしめると共に、而も如何に必要なければとて、その原價以上の利潤を無制限に許與するを許さないのである。茲に於てか各種

産業の原價を詳細に探究し、計算することにはかかる統制經濟の最も重要な基礎條件を存すものである。又かゝる原價を詳細に計上することはやかて又事業經營に於ける詳細なる事實の探知、調査を必要とするのであつて、之によつて従來の事業經營に於けるが如く、無智又は故意何づれによるも、暗黒なる箇所（存在を許してはならない。従つて公表の原則（Publicity）を堅く組織の内に編み込まなければならぬ。則ち

A 事實調査

B 原價計算

C 公表制度

は統制經濟の組織に依らずや認められなければならぬ

い所である。

## 第二 組織の原則

一、統制經濟は代價の指標によつて支配せられて自働的調節作用を<sup>営</sup>む經濟機構を組織す。

此の意味にて特定の委員會又は権力者の意思（代價の指標を無視する）によつて独裁せられる機械的官僚的組織及び統制を排斥するものである。

代價制度の維持は共產主義計畫と非社會主義計畫の分かれる所である。而して本統制經濟案は代價制度を維持し、而して此の代價を以つて經濟の向ふべき指針とするものである。則ち産業をして此の指針の向ふ所



24 に自然に適應せしめる如き條件を作り之を其の方向に向ふやうに統制するのである。従つて統制經濟は代價をして唯一の決定的力たらしめるのではない。只之を以つて經濟の向ふ可き指針、需給権衡の程度を示す目盛となし、之によつて産業の向ふ可き方向を知り、又産業は自らかゝる方向を採り得るやうな條件を作るものである。

勿論本統制經濟は必ずしも代價以外の権力的機械的手段を排斥するものではない。例へば數量の割當て、代價の公定の如き人為的政策を採用する場合もあるけれども、それは代價が需給何れか一方の優勢なる力によつて正當なる指針とならざる場合に限らんとするものである。

のである。斯くの如く代價の成立を認め、之を指針となすことによつて権力者が官僚的組織によつて機械的に統制する弊を除かんとするものである。

二、統制經濟の下に於ては産業の經營は私人に委し、其の創意と活力を利用せんとするものである。

統制經濟は所有權の歸屬如何に対しては第一次的の重要性を置くものでない。けれども産業の經營に私人の創意と活力を利用することに對しては極力之を主張しなければならぬ。此故に現存せる私的企業は之を私人又は私的結社の經營に委することに反對するものでない。寧ろ之を主張するものである。吾國事業は寧ろ之を國有民營とすることを主張するものである。

蓋し國有事業を國營とする場合には自然官僚式經營法となり、個人の創意と活力の利用を減じ、且つ商業計算による合理性を等閑に附し易いからである。

三、一産業を團體統制の下に置く。

企業の所有は之を私人に許し、其の經營又之を私人に許すも、而も其の自由は大なる制限的統制的輪郭の下に於ける細部又は深部の自由に外ならないのである。換言すれば凡ての重要産業は左の理由から團體統制の下に置かなければならない。

(ハ) 合理化。原價の低下を期する合理化は單に一企業内に於ける統制のみによつて之を期することには出来ない。廣く一産業の全体を定型的に統制す

るを要する。

(ロ) 需給統制の必要。社會全体の需給の權衡は一産業を統一的に支配し得るに非ざれば不可能である。此故に重要産業は全体を統一的に把握し、之を支配し得る組織を必要とする。

四、重要産業の團體統制は之を當業者の自主的統制に委すを原則とす。

凡ての産業を政府自ら計畫的に改造し、之を統制するは不可能である。仮りに不可能でないとしてもそれは能率上又實際的立場からして賢明な方法ではない。蓋し一つの産業の内面的改造はその範圍廣く且つ其の詳細は余りに専門にして複雑なるが故に、從來之に干

與せざる經驗なき局外者が、唯権力の地位にあるが故に、之を独裁的に決定し、之を管理するは不可能である。加之政治的権力を有するものが中央部に於て計畫の詳細をも決することは官僚的機械的拘束制度に墮するの恐れがある。之れ則ち本統制經濟が原則としては官僚主義に代はるに自主的統制を主とする所以である。五、重要産業の凡てを統一的統制の下に置く。經濟參謀本部を以つて此の目的を達する爲の中央機関となす。

一企業は一私人又は私的結社の自由經營に委するもそれは當該企業の屬する産業團體の統制下であり、之が定めたる大綱的輪郭の下に自由經營が認められる

やうに、各自主的産業團體も亦經濟參謀本部の決める大綱の範圍内に於て自主的統制が認められるものがある。蓋し今日統制經濟の必要なのは需給の權衡の維持にある。而して吾人は曩に全体の産業の全体的過剰生産はあり得ない。各個の産業間の生産能力に權衡が維持出来ない結果であると述べた。而して個々の自主的産業團體は當該事業の統制は之をなし得ても、全体の産業との調和と統制は之を期待することは出来ない。則ち多数に存在する各産業團體を統制する爲に經濟參謀本部を必要とするのである。

六、企業の獨占的地位より生ずる弊害に對しては特別なる制度を設くるを要す。

統制經濟下にある企業は或る程度に於て外よりの競争から保護せられる結果となり、従つて企業の地位の安固と言ふ特別の利益を受くるものである。其の結果として社會的に考慮すべき種々の缺點が生ずる、従つて統制經濟は之に對して特別なる考慮を拂はなければならぬ。今左に其の主なるものを掲げる。

(1) 一度に當該産業を所有するものは永久に其の地位の利益を享受することを得て、一種世襲財産の如き結果を生ずるに到る。

而して此事自体は必ずしも批難す可きに非ざとすると、統制經濟下にあつては、假令資本を蓄積し、才能を有する人があつても彼は特殊の産業而

も保護なく、危険なる新産業に非ざれば新たに事業を起すことが出来ないこととなる。かくして有利にして確實なる産業はかゝる新興の民衆に對して其の門戸を閉鎖するとせばその社會的不公正は之を等閑視するを許されないのである。換言すれば保護されたる確實有利なる重要産業は民衆の資本と才能に對して其の門戸を閉鎖してはならない。之に對しては吾人は

#### A 株式制度と株式の分散

を主張するものである。則ち重要産業に従事する一企業にして全生産高の二割(?)以上を占むる企業は之を株式制度とするを要求する。而して當

該株式會社の株式は一人又は一統制の下にある私人が其二割五分以上を所有することを禁止し得る権限を政府に附與するを必要とす。

B 事業經營の信託化 (Trustification) を期す可きこと。

統制經濟は資本の社會化 (Socialization) は要求しないけれども、事業の信託化を期するものである。換言すれば統制的獨占の利益を享受してゐる事業は最早純なる私的企業ではない。従つて單に資本家の利益の爲にのみ經營せられるを許さない。それは同時に又消費者、従業員の爲に經營せられなければならぬ。則ち經營者は之等の産業

關係者全体の爲に經營しなければならぬ。その趣旨の下に經營者は其の經營を信託せられてゐるのである。彼は中立的立場に立つて關係者全体の爲に行動しなければならぬ。此の爲には彼は資本所有者のみの使用人であつてはならない。少なくともかゝる心境を轉換せしめる必要がある。此の爲に吾人は當該産業に従事する高級役員候補者は原則として一定の試験制度によつて一般民衆より採用せられなければならぬ。蓋し今日独占的産業社會の最も重大なる社會的缺陷の一つは権力者、支配者が何等社會的根據なく、只それが自己の近親者であり、縁故者である理由によつて之を

採用し、之を支配的地位に置くことである。この爲に今日最も職を求めなければならぬ中産以下のもの、又之を求むる資格あるものが産業に入る。ことから閉め出され、特に職を求めずとも生活に差支へなき富家の子弟、又かゝる資格なき縁故者が容易に職を産業に奉じ得ることである。此の社會的不公正は断乎として之を除去しなければならぬ。人或は自分の縁故者は安心して事を委し得るが故に能率高まる、と。之れ一應尤もなる次第であるけれども、吾人も將來の産業の担当者無批判に一般民衆より採用せよと言ふのではない。國家又は産業國体(國)自らが充分の試験及銓衡の下に其

の資格認定をなし、其の資格者中より採用すべしと言ふのである。自己の親しきもの、識れるもののみが自己の信頼し得る部下のみなりと信ずるは余りに偏狹なる利己的見解と言はなければならぬ。吾人は我國の軍隊及び官僚政治の優秀性は此の点より来たるものと考へる。

かゝる制度は(一)人材に対して産業を開放し(二)中産階級の失業問題を解決する一歩となるのみならず(三)従来特に不平なる秀才の中に醸成せられる危険思想を防止する上に於て多大なる効果ありと信ずるものである。

(ロ)

技術研究の停滞、不振に対して特別なる施設

を存すを要する。

獨占的地位の保障を得る結果として經營及び技術の進歩が停止せられる危険がある。特に大規模經營に於ては官僚式の平靜と安佚に墮し經營方法及び技術が平凡化する恐れがある。かゝる經營上の惰眠を覺醒せしめる爲に特別なる刺戟的制度を設けなければならぬ。

a. 原價。普通の代價協定は常に限界にある最も能率悪しき事業の生産費を標準とする爲に、一方には消費者の利益を害すると共に、他方には企業能率を擧ぐることにより努力を拮はない様になるものである。此故に統制經濟下にある重要産

業に於て代價協定をなす場合には原則としては原價以下に賣却することを以つて不正競争と看做すべく、又生産の割當をなす場合には常に生産費の低きものに有利なる割當をなし、以つて生産費の低下を刺戟するの制度を設けなければならぬ。

b. 自主的産業団体に科學及び産業研究部を附設すべし。

産業の科學的研究によつて其の發達改善を行ふ爲に産業団体は當該産業に常設の科學及び産業研究部を置く。之によつて當該産業を科學的に研究して、其の技術の發達改善を計ると共に

かくの如く研究所を集中する時は各事業會社自らの研究所を置くよりも大規模の施設を備へ、且つ人材を包擁し得べく、又集中制度による時は經費も比較的低下する。

C 會社の内外に於けるを問はず、發明又は発

見者を充分保護し、之を優遇するの途を講ず。

七、事業の擴張又は新設は一定の條件の下に之を許すべし。

統制下にある事業は一種の獨占的保護の下にあるが故に、如何に有利なる事業又は事業方法を發明又は改良するも之を利用し能はざる時は社會的に大なる弊害を生ずる。第一それは社會の發達を阻止するのみならず

ず、高新進潑刺の氣に富める人々に成功の門を閉ざることとなる。此故に新なる方法により従来よりも明かに著るしく安き生産費を以つて事業を經營し得る新方法の發明發見ありたる時は、事業の新設又は擴張を許し、總生産高の増加は先づ此の者に割當つべきものである。若し總生産高を増加し得ざる時は、生産費の割高のものゝ生産を減じ又は全体より按分的に減じて、之に當つべきである。

八、經濟參謀本部の内には金融及び外國貿易部に重要な地位を割り當つべきものとす。

39 統制經濟は社會全体に於ける産業の不調和なる發達を調整するを目的とす。而して一産業の伸縮如何は之



40 が金融の便宜を得るや否やによつて決せられること極めて大である。故に若し新規の事業を起し、又は擴張をなさんとするも金融業者の援助を得なければ事實に行はれない。更に又貯蓄及び投資の如何は其の國の經濟の全般的發達に大なる影響を有し、又景氣の變動は一に之によつて左右せられるからして、經濟參謀本部に金融統制の一部を置き、之に重要なる地位を附與すべきものである。

自國産業の全國的計畫及び統制は外國品の輸入又は外國への輸出を考慮せずして之を行ふことが出来ない。而も今日各國が割當制度其他の方法によつて各自全面的に自國産業を保護せんとする結果、漸次其の國の貿易

を政府の管理下に置かんとする傾向がある。従つて國と國との間に種々の協定、交渉を行はなければならぬ。此の際或は産業の利益を主張する爲に他の産業の利益を譲つり、或は金融及び移民の点より考慮しなければならぬ。換言すれば全産業の立場から考察しなければならぬと思はれる。或は自國の國際貸借の上からして全般的に考慮しなければならぬものである。此の爲には常に産業別により、又國別によつて貿易及び國際貸借の状況を平素攻究し、計畫を立てる必要がある。換言すれば貿易及び國際貸借の參謀本部を必要とするのである。

41 九、計畫と實施機關を判然と區分するを要する。

心肉労働の分離（則ち計畫労働と技術的労働の分離）と前者の先行は經濟、技術の必然的傾向である。統制經濟及び經濟參謀本部の如き蓋し此の法則を全國經濟に發展應用せんとするものに外ならない。然るに従來の經濟政策は多く行政事務に携はるものが事件の突發に當面するか、又は一、二方面の要望に促がされて始めて解決策を講ずるものであつて、多く局部的か一時的應急策か、一部の利害に偏するものであつて、永久の國策、全体の利害の立場より見て成されるものでない。否成さんとするも、かゝる準備と時間もないのである。此の故に計畫、調査、立案の機關と行政機關は之を判然と區別し、前者に於ては平素充分調査資料の蒐集によつて

産業界の現状と其の動きに不斷の注意を拂ひ、其の缺陷に對しては常に之が改善、對應策を講ずると共に、一朝事件突發しても、之に對しては平素の調査研究によつて全般的立場より見たる最良の對策を即時に講ずることが出来るであらう。勿論従來我國にも幾十を数ふる審議會、調査會ありと雖も何れも調査研究の爲めに充分なる常設の調査計畫部を有せざるか、その眼界と利害が一局部に偏するか、何れにしても全体的國策の一部として攻究されてゐるものでない。此故に今日我國の行政機關より調査、立法、計畫に関する勞務を取り去り、之を統一的に集中して専門の常設組織を作ることは行政經營合理化の爲に缺くべからざる所である。

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '経済' and '計画'.

## 第二編

### 第一章 産業統制組織

徹底せる統制経済又は計畫経済はローウインの所謂統  
 制的計畫的のものでなければならぬ。けれども此の  
 種の完全なるものは今日の資本主義國家には行はれな  
 い。然れども代表制、顧問型のもものは唯調和機関又は  
 事情聴取の機関としては効果があるけれども、社會的  
 に統制する上に於ては殆んど何等の効果は認められな  
 い。唯これには産業関係者の諒解と支持を得、案の實行  
 を確保する程度に止まるものである。而して本案の目  
 的とする所は

一 財界の實狀を明かにし

二 之に基きて計畫的統制を行ひ

三 代表制を加味するも之に強力なる決定権は與へないのである。

一 經濟界の實狀と其の運行を明かにすることはいづれの計畫統制の基礎をなすのみでなく、又凡ての不正と横暴と醜惡を除く根本的條件である。此故に凡ての經濟機關に対しては其の經營の事情を明確にし、且出未得る限り公表せしめることを原則とすると共に、之をそれぞれ上級機關に報告せしめ又上級機關には之を監査する権限を與ふることを必要とする。

二 之の調査及材料の蒐集によつて計畫を建てしむる

も之が官僚化及び機械化を避けて、計畫を實狀に副はしめ、又之に融通性を與ふる爲に出未得る限り自主的計畫に委するを本旨とす。然れども統制經濟組織とする必然の結果として其の大綱と大方針は上級組織に於て之を決定し、下級組織は其の方針の下に詳細なる計畫と統制をなすを要する。従つて其の統制及び計畫に於て各組織要素の間に職能及び権限の不明及び紛争なきを得ないのである。従つて此の職能又は権限を決定することは極めて必要である。

本統制經濟案に於ては一國の産業組織は左の三階段となすのである。

a. 各企業。各企業を以つて最下級の組織單位となす。

⒃ 産業別団体。同一産業に従事する凡ての企業を包括する産業団体を組織せしむ。

⒄ 國民經濟審議會。全國に於ける全産業の統制計畫の局に當る機関である。所謂經濟參謀本部に該當するものである。

統制組織は此等三機関を有機的に構成して統一的産業組織を作りんとするものである。

統制事項を明白に區別することは困難である。けれども大体に於て次の三項に分つは必ずしも不可能ではない。

a. 科學的管理法の内容に屬する事項。一企業特に一経営内部の統制管理に屬することであつて、

従つて他に及ばざる事項である。

⒃ 産業合理化特に技術的合理化。同一産業に屬する全企業並に之と直接關係ある他の産業と協力するに非ざれば原價を低下し得ざる改善であつて主として技術的産業合理化に屬するものである。

⒄ 國民經濟的合理化。主として需給の調整であつて、従つて生産と消費、各産業間の設備及び供給量の統制である。故に又必ずしも財貨や設備だけの問題でなく、輸出入、労働の需給等も此の統制事項の内に入るのであつて、要するに全般の經濟事項の調和に當らんとするものである。

る。而して此の計畫によつて一國の經濟特に産業組織は全体としての統一性と其の調和を得るものである。

而して本統制案に於ては

- (一) 統制事項のし 則ち國民經濟的合理化は統制機關の國民經濟審議會の所管事項となり
- (二) 統制事項の産業合理化は産業別團體則ち各産業審議會の職能事項となり
- (三) 統制事項は勿論各経営又は企業者腦者の権限に屬するものである。而して此等の職能事項はあつたの關係は各統制機關の地位と全じく上下の關係にあるを以つて、上級機關の決定事項は

則ち下級機關の審議事項の範圍を定むるものである。則ち産業團體の統制は經濟審議會の計畫決定したる範圍内に行はれるものであつて、之に反したる統制を行ふことは出處ないのである。

經濟審議會は各種産業の單なる代表機關でなく、又は各産業團體の利益代表機關でもない。その重心は常に一國産業を全般的計畫し、之を統制するにある。只之を爲す爲には當業者の知識、統制の各種産業に及ぼす影響を直接の利害関係者より聽取するの必要がある。従つて經濟審議會の内には此の爲め一組織を設けると雖も、而もそれは審議決定の爲め一参考材料となすに過

## 第二章 産業別団体の組織

各種産業は之を産業別に産業団体を組織せしめる。一種の同業組合である。けれども同業組合の名は大企業に對抗する為の中小企業家の團結と誤解され易い爲に假りに産業別団体と称し、其の事務を執る本部を産業団体と呼んで置く。実際には各其の産業の名を附し、例へば大日本紡績組合と称してよいと思ふ。

一國の重要産業は凡そ幾何を数へ得るであらうか。

又之を幾何に大別するやは其の統制上重大なるものである。特に一つの産業の製品が他の産業の原料又は補助材料として利用せられる場合に特に然りである。けれども之を左の二十一種とすのは實際問題として必ずしも不當ではあるまい。其の内最初の十七は英國の産業調査による分類であるから、我國には多少の修正を施す要あるものがあるであらう。

### 第一部 非金屬礦産物

コークス、副産物及び製造燃料

セメント

建築材料

製造磨擦用物料（金剛砂の如き）

第二部

煉瓦及耐火粘土  
陶器及土器  
硝子

第三部

化學工業品  
化學工業品  
染料及藥品  
肥料、消毒劑及膠等  
爆發物及花火  
塗料、繪具及藥  
種油榨出  
油及牛脂  
石鹼、蠟燭及香水類

第四部

鐵及鋼鐵  
鐵及鋼鐵（熔鑄爐）  
鐵及鋼鐵（精鍊及軋鐵）  
鍛鐵及鋼管  
鑄鐵所  
鎖、釘、螺旋及各種鍛鍊物  
鋏、刀  
針、金



器具及び器械  
及物類

針、留針、釣針、ボタン、金屬小物類、金物、

凹器（鍋の如き）、金屬製家具、板金、

小銃

第五部 機械工業及び造船

機械工業

電氣機械工業

造船

第六部 車輛

自動車及び自転車（製造）

自動車及び自転車（修繕）

鐵道客車及び貨物車製造

馬車、荷車、荷馬車

飛行機

第七部 鐵以外の金屬

鐵以外の金屬（精鍊、轉軋、鑄造）

銅及び真鍮

鉛、錫、アルミニウム及び其他の非鐵金屬

金及び銀の精鍊

真鍮製品

板金及び寶石類

懷中時計計及び時計計

第八部 織物

綿絲紡績

綿織物

羊毛品及ハ毛絲

製絲及ハ絹織物

人造絹絲

黃麻

大麻及ハりんねる（豆麻布）

機関及ハ汽罐包裝物及ハ石綿

屋根材及ハ豆麻フェルト

椰子果皮纖維 馬毛織物及ハ羽毛

メリヤス類

水す（紐）

網 擦絲 及ハ網

彈性織物

ずつく製品及ハ袋

毛屑及ハ襪襪

織物仕上品

包裝物

第九部 革製品

毛皮

鞣皮

鞍 馬具 旅行用靴及ハ革製品

第十部 衣服及裝身具

衣服

帽子及び頭巾製造

手袋製造

長靴及び短靴

毛皮コート

洋傘及び洋杖

第十一部 食料品及び煙草

製粉

家畜、犬及び家禽の飼料

麵麩、ビスケット

砂糖及び葡萄糖

コ、ア及び砂糖菓子

豚燻製及び腸詰

罐詰品

魚燻製

バター、チーズ、煉乳及び人造バター

醸造及び麦芽製造

火酒醸造

火酒精溜、混合及びメチール加工

炭酸水、サイダー、酢、英國酒等

卸賣壘詰

煙草

氷

第十二部 材木

材木（鋸挽作業等）

枝編み 藍箱 函 靴  
桶製造

家具及び室内装飾品

莖及び小枝製家具及び籠細工品

第十三部 紙 印刷及び文房具

紙

壁紙

文房具

新聞 雜誌の印刷及び発行

印刷 製本 鉛板製造 彫刻等

厚紙 函

ペン 鉛筆及び畫家用品

第十四部 雜工業

ゴム

樂器

リノリウム及び油布

象牙細工 小間物

刷毛製造

科学應用器械 器具 設備 (活動寫眞フィルム 燒附の如き)

運動具

娛樂品及び玩具

白熱瓦斯マントル

第十五部 建築及び請負

第十六部 鑛山及び石切場

炭鑛

石板切出場

磁石採取場の如き非金屬採取場（スレート以外の）

金屬鑛山及び採取場

塩鑛、塩坑、製塩場

第十七部 公益事業

水道事業

瓦斯事業

電氣事業

鐵道會社

市街鐵道及び輕便鐵道會社

運河、船渠及び港湾會社

此の外に左の産業を加ふ

第十八部 農林業及び漁業

林業

農業

養蚕及び蚕種製造

漁業

第十九部 運輸

海運

自動車運輸

第二十部 商業

卸問屋

百貨店

小賣商業

組合商業

第二十一部 金融及保險

銀行

信託

保險

信用組合

各種産業別に産業團體を組織せしめ、之を統制せしめる目的の大綱次の如きものである。

- (一) 産業の安定を計ること
- (二) 雇傭関係の安定を計ること

(三) 産業合理化の研究及び実施

(四) 適正なる取引方法又は商業道德の規約の強制（

不正競争の防止特に公正なる競争の維持）

(五) 事業及び産業上に於ける無智、不明及び秘密を除去し、特にパブリシティの原則を採用すること

(六) 仲裁和解の制度

(七) 産業の科学的研究

此等の目的を達する爲には産業團體は種々の方法を行はなければならぬが、今特に其内注意すべきものを挙ぐれば左の如し。

67  
第一、不知、無知、不明、秘密は産業統制上に於ける最大禁物である。

生産と消費の適合を計ることも其の事情を数字的に明かにしなけれれば不可能であるし、労働問題も屢々労働者が経営の内情を知らざる故に起る。若し彼等が之を明かにすれば過度の要求はしないうであらう。此の爲には次の事項を実行することを必要とする。

(1) 統計資料の蒐集整理を必要とする。従つて団体は各組合員に対して其の必要とする材料の報告を求めることが出来なければならぬ。

(2) 各組合員の在庫品、注文高、未だ受渡を終らざる注文高其他の取引の状況に関する報告を求めるとは過剰生産を防止し、又事業を景氣の変動に應せしむる爲に必要缺く可からざる所である。

(3) 統一的原價計算制度を採用すること。統一的原價

計算制度 (*Uniform Cost Accounting System*) とは一産業を構成する各事業單位が其の財務制度の内に一定の原則又は計算方法を採用することによつて、各組合員の原價計算によつて得たる数字が相互の間に比較し得る基礎を有する時は、かゝる一体の原則及び計算方法を指して云ふ言葉である。公正なる競争と能率の増進は此の方法を採用するによつて始めて行はれるものである。公正なる代價の協定、市場の安定、競争者相互間の諒解、理解、親睦もかゝる基礎に於て始めて行はれるのである。又一般公衆に対する代價の公正も之を標準として始めて判断し得るのである。

(4) 労働者其他従業員の数、労働条件等も之を明確に  
 まし置くことを必要とする。

(5) 當該産業に共通なる標準會計組織、標準貸借対照  
 表及び損益表を統一制定し、各事業會社を凡て之に依  
 りしめ、且つ毎年少なくとも二回以上は之を産業團體  
 當該事業の株主又は社員に報告すること。但し産業團  
 体に提出する右報告書は二通を提出し、其の一部は全  
 國經濟審議會に回送せらるるものとす。

## 第二 産業合理化の研究及び実施

生産及び配給上の合理化を研究し、之が実施に努む  
 ると共に、需給の調節の爲に所有の合同又は工場、整  
 理に就き攻究するものとす。而して之をカルテル、合

同、専業化等如何なる形式によるや、各當業者の合議  
 により行はしむ可きものである。

第三、不正競争を防止し、公正にして且つ能率を向  
 上せしむる取引方法を制定する目的を以て取引規約を  
 制定すること。

第四、雇傭関係の公正と安定を期する爲に左の方法  
 を講ずることとを要す。

(1) 社員の資格試験を産業團體自ら行ひ、従業員五〇  
 人以上資本金壹千万円以上の各事業會社は此の資格  
 者中より社員を採用することとを要する。(理由本書<sup>三三</sup><sub>三四</sub>頁參  
 照)之によつて就職者採用に於ける情実を排して、公  
 正を期すると共に、社會に於ける當該産業に対する勤



勞供給者の数を知ることによつて、社會に於ける雇傭關係の状況を知るの材料とすべしとが出来る。

(2) 出来得れば災害補償制度、年金制度、失業保險制度を採用す可し。

以上の制度は今日の従業員の不満と不安を除去するに大なる効果がある。

### 一 産業團體の創立及び加入

従業員<sup>員</sup>五十人以上を有する工業及び商事會社は其の産業の種類に従ひ全國的産業團體を組織することが出来る。本團體成立ニケ年を経過したる時は全國に於ける同種産業に従事する各事業主は凡て此の團體に加入するを要する。但し全國に於ける生産能力の一割五分を

占むる最少規模の事業主に対しては此の例外を認めることが出来る。

一 産業が地域的著るしく廣範圍に亘り、且つ其の事業数多き場合、又は一産業中特別の地位を占むる特種産業又は地理的に特殊の事情あるものは一産業團體の内部に局部的の下級産業團體を組織することが出来る。

### 二 産業團體の組織及び管理

各産業團體の管理看腦部として總理事會を置く。總理事會は左の九名の理事よりなる。

- (一) 組合員たる各事業主の選出するもの 六名
- (二) 經濟審議會の役員たる地位を有するもの 一名
- (三) 従業員の利害を代表するものとして

政府の任命したるもの

一名

(四) 公衆の利害を代表するものとして政府の任命したるもの

一名

### 三、産業団体と経済審議會との関係

産業団体は経済審議會の監督下にある。而して経済審議會の要求する資料を提出し、又其の要求により必要事項を報告するの義務あるものである。経済審議會は産業団体との聯絡を密にし、又其の監督、統制の徹底を期する爲め、特に其の役員をして各産業団体に派遣し、其の理事を兼任せしむるものである。

### 四、産業団体の會計

産業団体の経費は其の加盟事業主の支出する會費及

び手数料を以つて之に當つる。

加盟事業主は其の生産能力又は設備に準じて毎年一定の會費を団体に納付する。

加盟事業主たるを否とを問はず、同産業に従事するものは其の取引高に應じて一定率の手数料を産業団体に納付するものとす。

手数料を課する産業団体は毎年一定の積立金をなす可きものとす。

### 第三章 國民經濟審議會

（經濟參謀本部）

附產業評議會及國策委員會

#### 經濟審議會の趣旨

全國經濟審議會は旧資本主義組織の下に無政府的に発生し現存する各經濟機關、經濟的要素を全國的に且つ有機的に綜合統轄し、之に計畫と統制を與へて全生産力を最も有効に利用し、之によつて一國全体として繁栄と幸福を増進せんとするにある。此故に全國的統制の主要なる目的は科学的なる事實調査に基き、先づ經濟界の不安定なる原因を發見せんとするにある。勿論從來此種の不安定なる原因を發見し、之が救済策を

講ずる機關は多く存在したのであつたが、何れもそれは局部的なる安定策か、一部一階級の利益擁護機關であるか又は正確なる事實調査を基礎としないもので、且つそれは多く機會的、臨時的の應急的調査機關である。然るに此の國民經濟審議會は從來の經濟會（思）の不安全の原因が一國の經濟を構成する各分子的要素が何れも自然的に無統制に、無計畫に発生した爲に、其の自然的に成立した經濟組織に非常に無駄があり、且つ此等の各要素は各自獨立の判断に基き活動する爲に各經濟要素の間に不調和と矛盾が発生することを認める。従つて此等の缺陷は之を全國的に全般的立場より全体に付いて調査、研究するに非ざれば之を知ることも出

素の活動に一定の計畫と統制を與へて此等の缺點を除  
去せんとするにある。全く全國的なる計畫、統制の目  
的は

- (イ) 全國的なる矣
- (ロ) 全般的要素を網羅し之を綜括的に見る矣
- (ハ) 統計資料の豊富、事實調査の正確なる矣
- (ニ) 結果の公正を得る矣に於て個々の分離せる小  
範圍のものに優ること

此等の矣に於て他の追隨を許さまいものである。則  
ち經濟審議會の根本方針は政策の等位 (Coordination of Policy)  
と合理化にある。

講ずる機關は多く存在したのであつたが、何れもそれ  
は局部的なる安定策か、一部、一階級の利益擁護機關  
であるか又は正確なる事實調査を基礎としまいもので  
且つそれは多く機會的、臨時的の應急的調査機關であ  
る。然るに此の國民經濟審議會は従来の經濟會の不安  
全の原因が一國の經濟を構成する各分子的要素が何れ  
も自然的に無統制に、無計畫に發生した爲に、其の自  
然的に成立した經濟組織に非常に無駄があり、且つ此  
等の各要素は各自獨立の判断に基き活動する爲に各經  
濟要素の間に不調和と矛盾が發生することを認める。  
従つて此等の缺陷は之を全國的に全般的立場より全体  
に付いて調査、研究するに非ざれば之を知ることも出

来ない。かくて此等の正確なる認識の下に此等の各要素の活動に一定の計畫と統制を與へて此等の缺點を除去せんとするにある。全く全國的なる計畫、統制の目的は

- (1) 全國的なる矣
- (2) 全般的要素を網羅し之を綜括的に見る矣
- (3) 統計資料の豊富、事實調査の正確なる矣
- (4) 結果の公正を得る矣に於て個々の分離せる小範圍のものに優ること

此等の矣に於て他の追隨を許さまいものである。則ち經濟審議會の根本方針は政策の等位 (Coordination of Policy) と合理化にある。

### 經濟審議會の職能

かゝる目標の下に於て經濟審議會の有す可き主要なる職能左の如し

#### 第一、各産業團體の監督、指導及び統制。

各種企業は各自其の産業別團體の自主的統制下にありと前述した所の如し。けれども産業團體に自主的統制を許すは中央統制機關が全産業を其の詳細に涉り適切なる統制を爲し得ざる技術上の不可避性に出づるものであつて、之を其の自由に放任するの意味ではない。従つて全國的計畫は

- (一) 先づ此の産業團體を通じて其の産業の實際状態を明かにしをけねばならない。則ち各種の報告を

常に提供せしめなければならぬ。

- (二) かくて産業団体のなす所に適切ならざる所ある場合には之を指摘して其の向ふ所と改善す可き点を示さなければならぬ。

- (三) 特に他の産業との技術的經營的接觸と交渉の合理化を計らなければならぬ。

- (四) 其のなす所は社會的不公正例へば價格の矣に於て、又は労働者、株主に対する待遇其他に於て不公正ある時は之を指摘し、適當の勸告をなさなければならぬ。此の矣に於て原價計算制度の確立は重要な意義を有するものである。

## 第二 各種産業間の調和特に需要及び設備の權衡

を維持せしめること。

生産設備の過剩は凡ての大規模工業に於て顯著な實際がある。各企業はカルテルのある場合に於てすらも次の期に於ける割當率の大を得んが爲に生産設備を増大しつゝある。ヘアマンズ氏の云ふ所によると米國には一會社の全能力を發揮すれば裕に全需要に應じ得る産業が二つあると云ふ。而も現在数百の會社が互いに競争しつゝある。一産業の需要と供給の調査は各産業團體の任務であるけれども各産業は其の相互間に於て需要者と供給者の地位にあるものが甚だ多い。従つて各産業の需要と供給の平衡状態、其の趨移と將來はやはり全体として考察しなければならぬ。此の矣に於

て経済審議會は全く特異の地位に立つものである。この調査と研究によつて其の状態を明かにした時は、之に應ずる政策、例へば設備の転用、新需要の開拓、新設備増加の防止等種々の方策を攻究しなけれはならぬ。

第三 生産力の指導方向及統制。則ち投資と貯蓄の平衡と其の統制。

前に述べたる調査、研究によつて需供の關係が明かになつた時は、社會に於ける生産力を今後如何なる方向に向はしむ可きか、此の爲には特に投資及び貯蓄の統制をしなけれはならぬ。如何に投資して生産設備が増加しても若し購買力の増加が伴はなけれはそれは必然的

に過剰生産となる。元来一つの生産をなせば其の原價は賃銀、俸給、地代、利子及び普通利潤の形体で各人の所得となるのである。則ち代價と原價（企業家の普通利潤を含む）と所得は全一額のものである（ケインズ）。然るに各人の所得は委く其の生活費として支出せられるものではない。其の一部は不時の用途に宛つる爲に又は投資の爲に貯蓄せられるのである。故に民衆が貯蓄する限り、民間の購買力は減少し、それだけ過剰生産となる道理である。只此の際其の貯蓄——それは銀行に預金とやつてゐる）此の貯蓄を銀行から借り出して、又は証券を発行して新たに事業を起すならば、此の投資は則ち再び購買力として市場に出づるのであ

る。故に此の貯蓄と購買力の平衡が維持せらるるのであり。然らば此の貯蓄と投資の平衡は如何にして之を維持するか、それは一國の銀行政策によるの外ないのである。則ち銀行が金利歩合を高く貸付を緊縮する時は貯蓄は増加するに反して、新投資は手控へらる可く、之に反して金利を安くする時は新投資を盛にして、貯蓄を減少するからである。此の故に一國の中央銀行が此の經濟審議會の方針の決定に參與し之と協調するは一國の經濟計畫に缺く可からざる所である。

#### 第四 外國貿易の統制

一國の財界の安定と計畫は封鎖的狀態に非ざる限り

外國との輸出入を考慮せずして之をなすこと不可能である。而して之を一産業に就いて見れば其の生産物を外國に輸出する場合に、其の幾何を内地に、幾何を外國に出す可きや又之を輸出するには如何なる方面に幾何を如何なる方法に於て輸出すべきや、又一産業が外國の製品の輸入を必要とする時に何國より幾何を、如何なる方法に求むるや、必ず常に問題となるのである。特に統制經濟下にあつては一産業は一産業團體の下に統一的單位として組織せらるるからして、此等の方法は經濟審議會の指導の下に充分に統制せらるるのである。特に今後對外貿易が一産業を單位として考へらる。又は交渉の相手方となる傾向ある時に特に常時



之を攻究し置く必要があるのである。

更に之を全國的計畫の立場から見れば一國の輸入は結局輸出を以つて拂はせねばならぬ。若し此の原則が維持せられぬ場合には或は正貨の流出入となり一國の經濟全体が混乱に陥る危険がある。故に一國の計畫經濟から云へば單に一産業の輸出入の問題ではない。一國に於ける輸出入を全体として考察せねばならぬ。故に今日外國貿易に於ける割當制度が一般的に行はれんとする傾向が見える時に特にそうである。一産業の輸出に於て缺くる所は他の産業の輸出又は無形的輸出によつて、或は他の産業の輸入の防遏によつて之を補はせねばならぬ。而して此の事は一に全

國の計畫統制の下に於てのみ可能となるのである。則ち貿易參謀本部の必要の生ずる所以である。

此處に於て尙論及を要するは所謂ブロック經濟の問題である。此處に於てもそれは一産業に就いて攻究するのみでなく、全産業に於ける需給の平衡に就いて攻究するを要するのであつて、此の處を攻究せずして全國的計畫は不可能である。

第五 従業員特に労働の調整と其の安定を計る

ニと

一産業に於ける労働の状況は各産業團體の調査研究に待つけれども、一國全体に於ける労働の状況は全國

的調査を試みて始めて全体としての其の従業状態を知り得るのである。故に若し一方に就業の機会あつて他になき場合には全体として之を調和し得る場合も有る可く、又多く失業者の存在する場合には他に救済土木事業其他の方法も計畫する必要に迫られるのである。尙全般的人口問題に就いても考慮しなればならぬ。尙此の外に経済審議會の爲す可きことは労働者の生活状態の安全、労働条件の改善等がある。

第六 社會的公正を維持すること

産業団体は結局独占組織とまるからして、之に対しては充分なる監督指導をなし、産業をして社會に対する奉仕の施設たらしめなければならぬ。而も産業は

私的企業として行はれるものが大部を占めるからして、之等に対しては又普通の所得を與へなければならぬ。全時に今日の産業は之に従事する数百、数千の人々の台所、家庭を預かつてゐるものであるからして、此等の人々に対して其の生活を保障するばかりでなく、又人としての教養と休息をも保障してやらなければならぬ。而して吾人は企業が之等三者に対して公正なる取扱をなせつゝ、ありや否やを、各企業の原價を知ることによつて批判せんとするものである。企業は其の自立を計る爲には必ずや其の原價を回収しなければならぬ。缺損を生じつゝ、ある事業に対して代價の低下、賃銀の引上げを求むることは求むる者の方に無理があ

る。此故に経済審議會の全國的計畫をなすものは企業  
 の擴張を認むるにも、又労働者に対する報酬、及び代  
 價が當を得てゐるや否やを知る爲に、常に企業の原價  
 を考慮したる後に之に対して判定を下さなければなら  
 ない。而して此の事はかゝる事項の職能を専務とする  
 常設機關を置くニとによつて始めて満足なる結果を得  
 られるものである。又かゝる公平なる専門的機關あり  
 て始めて関係者の間に於ける相互の諒解と親睦が得ら  
 れ、社會的平和が期せられるのである。

第八、全國的計畫は又學術の研究及び指導の任に當  
 らなければならぬ。

社會に於ける計畫は學術の基礎と指導があつて始めて

合理的に行はれるものである。勿論各産業團體は亦未そ  
 れ、當該産業に特有する技術及び經營の科學的研究施  
 設を有す可きものであるけれども、或は經營の都合上  
 充分の設備を有せざるものがある。又産業全般又は数  
 種の産業に共通なる科學的研究、又は基礎的研究の必  
 要がある。又既に今日各種の研究所在して互に或  
 は重複した研究をなし、又一研究所のなす所が之を必  
 要とする所に知られず、従つて利用し得られぬ場合  
 がある。此等の研究所を綜合、整理し、それぞれ之を適  
 切なる産業と連絡せしめ、又學者を産業團體又は企業  
 に派遣し、之を指導するの要あるものである。

## 經濟審議會の権限

經濟審議會の本質は國民經濟の全國的計畫と立案にある。従つて國民經濟を構成する各産業団体又は企業に対して企業を指揮する法律上の権限を有す可きものではない。それは飽くまで(一)國民經濟の實情を細大洩さず調査し、之によく通曉してゐること、(二)之に基きて國民經濟の成す可き方策を攻究し、計畫し、立案することである。(三)而して此の計畫に基きて統制することである。従つて之を實行する行政機関ではない。此の故に經濟審議會が國民經濟を統制し得る方法は次の四つを出でない。

一、産業団体及び企業に対して勸告、指導をなすことである。産業の経営と其の統制は之を各企業の自主経営と産業団体の自主的統制に委するものである。全國的統制は各自の産業の全經濟に対する立場と其の關係を各産業団体に認識せしめ、以て彼等の自主的統制が之に調和する方針を以て成さる可きことを勸告するのである。全國的統制は之に必要な基礎材料、出采得れば其の方法、政策を擧げて各産業が全体と一致することを要望するのである。而して彼等のなす所が全体と一致調和せず、又社會的公正を紊す時は之を指摘し、其の注意を喚起するものである。

二、立法勸告をなすこと

全國的統制が産業團體に対する單なる勸告によつて其の目的を達し得ざる性質のものか、又は勸告によることが不徹底にして目的を達し得ざる時は立法府に対して適當の立法をきすことを勸告するものである。

三 行政権の行使を政府に懇懇すること

若し行政権の発動によつて適當なる効果を挙げ得るものはかゝる目的を以て行動することを勸告すること。

四 金融統制を行ふことを勸告すること

中央銀行をして、金利の上下、従つて又通貨の伸縮によつて全經濟の向ふ可き所に向はしむることが必要である。更に又特定の産業の活躍又は擴張が社會上好ましからざる時は、此種の産業に対しては資金の融通

を阻止し、之に防壁を加へしむることが出来る。此の莫は一九三三年の米國新銀行法が資金の都市に向ふを防止して、之を農村に流入せしめんとし、又投資資金として利用するを圧へて農工業に向はしめんとしたる方策の如き此の種の統制の適例と見ることが出来る。

### 經濟審議會の組織

經濟審議會は内閣總理大臣の直接監督の下に經濟審議會々長之を統轄する。

經濟審議會は左の人々によつて構成する。

- 一 審議會會長及び副會長
- 二 審議會に常設する各部々長
- 三 日本銀行副總裁

四、学識、経験ある者、数名

大藏、商工、農林、拓務、鉄道省の各次官及び社会局長官は會議に列席し意見を述べることが出来る。尚必要ある時は會長は以上の人々に対し會議に列席を求め、その意見を聴取することが出来る。

經濟審議會には左の部局を常置す。

一、事務部

人事、庶務、財務、其他經濟審議會の一般事務を掌る。

二、産業部

- 第一部 農林業
- 第二部 鑛山及重工業

第三部 輕工業

第四部 雜工業

第五部 運輸

第六部 公益事業

第七部 商業

此等の部長はそれぞれ其の下にある各種産業團體を指導監督し、又當該産業の状況、その政策の立案に関する直接責任者である。則ち金融業の團體は參謀部の金融統制部の指導下にあるものとす。

三、職能部（職能別部局）

(1) 社會經濟部

(2) 景氣變動調査部

- (一) 外國貿易及移民部
- (二) 滿洲部
- (三) 労働部
- (四) 金融統制部
- (五) 組織部
- (一) 合理化部
- (二) 原價計算部
- (三) 社會公正部
- (四) 學術研究部

此等の部局の機能と重要性は前に説明したから茲には之を省く。

此故に各種産業及び産業団体は經濟審議會から

- (一) 直線式の指導監督を受くると共に
- (二) 職能式の指導監督を受くるもの

である。例へば我國の貿易は産業部の各部の産業から見たのでは全体としての統制は出来まい。之は全体の産業に就いて考察しなけれはならぬ。學術研究部又企地で各種の研究所は互に聯絡して無駄なき研究をしなけれはならぬ。又各産業へ必要なる学者及び専門家は此部から選任派遣せらる可きである。要するに職能式によつて指導監督せんとするものである。又金融統制部のみは職能式により各産業の金融を通觀し之を指導すると共に、銀行、信託、保險等の産業団体に対しては直接指導の責任の地位に立つものである。

## 産業評議會

産業評議會は各経済関係団体の利益代表會議である。左の人々を以つて組織す。

第一部 各産業団体の代表者 産業団体は各三名乃至四名の代表者を選出する。

第二部 甲 労働者階級の代表者 乙 社員階級の代表者

第三部 消費者階級を代表する者

産業評議會は毎年二回定時に總會を開き、実施せらるるたる経済政策の影響及希望を國策審議會に建言するものである。又経済審議會の諮問に答ふるものである。意見及び希望に就て各部はそれぞれ各部の意見を各

別に進言することが出来る。

産業評議會には分科委員を設け経済審議會に意見を進言し、又諮問に答ふるものである。

産業評議會は経済審議會が國策委員會に提出する提案に対して常に意見を述べる事が出来る。

## 経済國策委員會

経済審議會の議決にして法令の制定を必要とするものは之を國策委員會に提出するを要するものである。

此際 経済審議會は其の案を産業評議會總會又は適當なる分科會に送付して其の意見を求め、之と共に國策委員會に送付するものとす。但し緊急を必要とするものは此限りに非ず。



國策委員會は左の人々によつて構成する。

- 一 内閣總理大臣
- 二 大藏大臣
- 三 農林大臣
- 四 商工大臣
- 五 鐵道大臣
- 六 拓務大臣
- 七 内務大臣
- 八 日本銀行總裁

經濟審議會々長は本委員會の幹事長となる。  
故に經濟審議會の決定事項にして法令化せらるる要

あるものは凡て國策委員會の議を経て現在の立法及び  
行政機構に接続するものである。

第五期

委員會

審議會

各部

組織部

學術研究部	社會公正部	原價計算部
-------	-------	-------

消費者代表

工業	工業
----	----

建築業	建築業
-----	-----

各	各
分	分
業	業

內閣總理大臣

經濟國策委員會

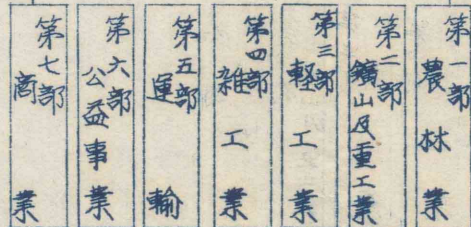
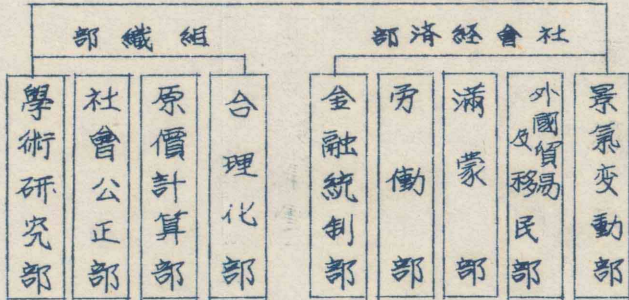
經濟審議會

職能部

產業部

事務部

產業評議會



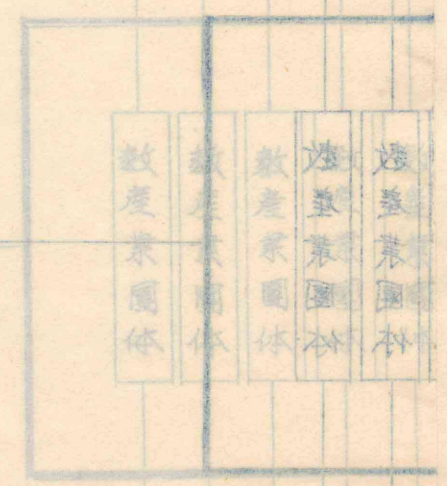
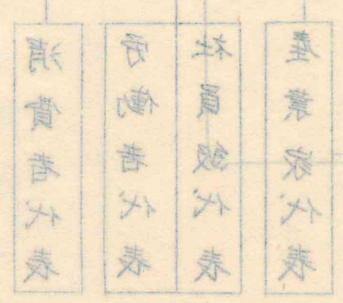
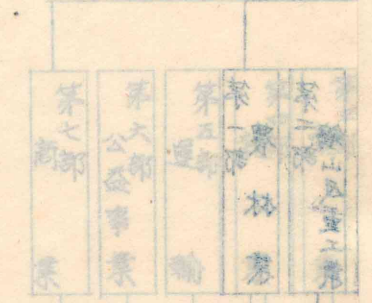
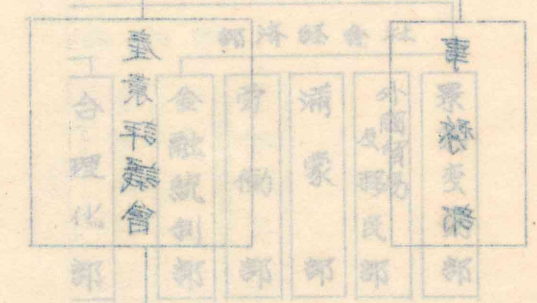
臣大 內閣

會員 部

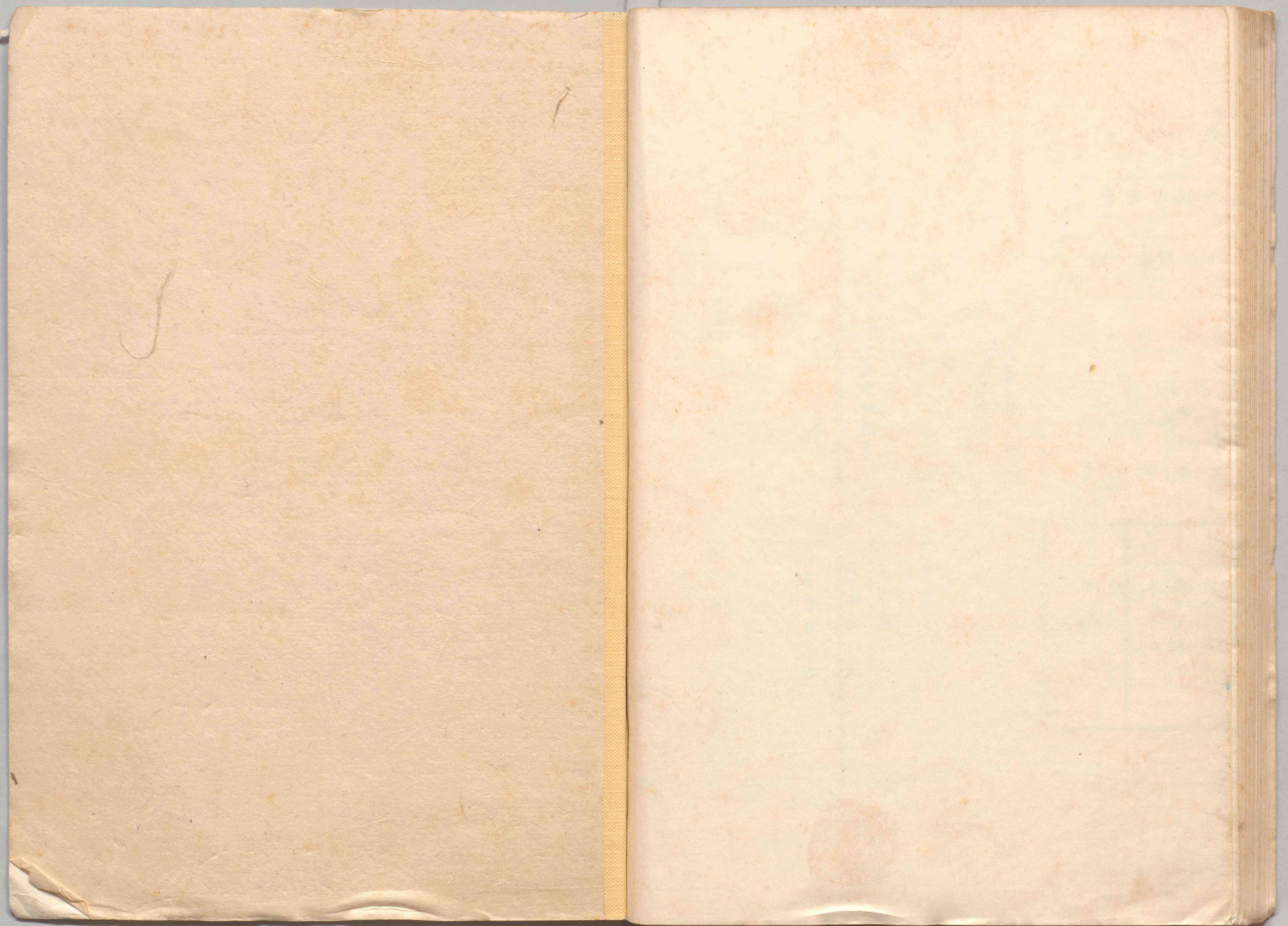
會 議 部

能 職

部 系 業



各 企 業	各 企 業	各 企 業	各 企 業	各 企 業	各 企 業
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------



群馬県立図書館



0706674-9